

山口県報

平成17年
8月9日
(火曜日)

目次

告示
森林病虫害等防除法の規定に基づく命令の内容となる事項の公表(二件)……………(森林整備課)……………二

道路の位置の指定(建築指導課)……………二

公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………二

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………三

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(四件)(商政課)……………三

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)……………四

教委公告
契約の締結……………四



山口県告示第四百三十九号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第一号の命令を行うので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十七年八月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 区域及び期間
- (一) 区域

下関市、山口市、萩市、防府市、長門市、玖珂郡周東町、佐波郡徳地町及び阿武郡阿東町の区域内に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(二) 期間

平成十七年八月二十九日から平成十八年三月二十五日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一 (一)の区域の松林において前年度に被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害発生状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、一 (一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (二) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病虫害等防除法施行細則(昭和二十五年山口県規則第七十五号)第二条に定めるところにより、森林病虫害等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があったときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (三) 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一 (二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (四) 知事は、(三)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

山口県告示第四百四十号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第二項の規定により、特別伐倒駆除を命ずるので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定

により、当該命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十七年八月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 区域及び期間
 - (一) 区域

光市及び萩市の区域内に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域
 - (二) 期間

平成十七年八月二十九日から平成十八年三月二十五日まで
- 二 森林病虫害等の種類

松くい虫
- 三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）を行うこと。
- 四 命令をしようとする理由
 - 一の(一)の区域の松林において前年度に被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害発生状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、一の(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。
- 五 その他必要な事項
 - (一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (二) 三に掲げる措置のうち破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合は、十五ミリメートル）以下となるように行うこと。
 - (三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病虫害等防除法施行細則（昭和二十五年山口県規則第七十五号）第二条に定めるところにより、森林病虫害等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があったときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
 - (四) 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
 - (五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けること

となるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山口県告示第四百四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年八月九日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地 下松市美里町三丁目一七九の三、一七九の七、一七九の九及び二一八〇の八	幅 (メートル) 四・〇～五・〇	延 (メートル) 五四・六	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 二三八・二四
----------------------------------------------	------------------------	---------------------	-------------------------------------



(四三〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十七年八月九日から同年十二月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 開放倉庫宇部店
所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

日本貨物鉄道株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号 伊藤 直彦
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	店ザ・ビッグ宇部中央	変更	開放倉庫宇部店
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	マックスバリュ西日本株式会社	変更	マックスバリュ西日本株式会社	変更	株式会社開放倉庫
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社開放倉庫	変更	—	変更	京都府相楽郡山城町大字椿井小字畑岡四〇の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社開放倉庫	変更	—	変更	佐藤 巖

四 届出年月日
 平成十七年七月二十一日
 五 変更年月日
 平成十七年七月二十一日

(四三二) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年八月九日から同年十二月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 開放倉庫宇部店
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三
 名称 住 代表者の氏名

日本貨物鉄道株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号 伊藤 直彦
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更	変更	変更
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午後九時	変更	翌日の午前二時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から午後九時三〇分まで	変更	午前九時三〇分から翌日の午前二時三〇分まで

四 届出年月日
 平成十七年七月二十一日
 五 変更年月日
 平成十七年七月二十一日

(四三三) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成十七年三月四日山口県公告(一一〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成十七年八月九日から同年九月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 食品館レッツ光店
 所在地 光市浅江三丁目二二番一〇号
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(四三三) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成十七年三月二十五日山口県公告(一六七)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年八月九日から同年九月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク中関店

所在地 防府市大字田島一四九七の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四三四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年三月二十五日山口県公告(一六九)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年八月九日から同年九月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク中関店

所在地 防府市大字田島一四九七の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年三月二十五日山口県公告(一七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年八月九日から同年九月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームプラザナフコ牟礼店

所在地 防府市沖今宿二丁目二番二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四三六) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十七年八月九日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行う者の名称又は氏名

事業の名称

工事着手時期

工事完了時期

宇部市

静地区
ため池の整備

平成一五、七、一七

平成一七、二、二八

美東町

大石地区
ほ場の整備

平成一一、一二、二七

平成一五、一一、五



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十七年八月九日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

教育庁教職員課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品等の名称及び数量

電子計算機システム賃貸借業務 一式

- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年七月二十日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立情報システムズ 東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番五号
- 六 契約金額
五百五十三万八千七百五十円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成

平成十七年八月九日印刷
平成十七年八月九日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）